

台風第14号について（第4報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 9/16 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 9/17 15:00 厚生労働省災害対策本部設置
- (3) 9/17 16:50 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
- (4) 9/18 13:30 第2回厚生労働省災害対策本部会議開催
- (5) 9/19 17:30 第3回厚生労働省災害対策本部会議開催

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- ・各都道府県に対し、台風第14号の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（9/16、9/17、9/18）。

(2) EMIS の運用状況（9月20日 4時30分時点）

9月16日	宮崎県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月16日	鹿児島県	EMIS 警戒モードに切り替え。
	→9月19日	<u>EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）</u>
9月17日	福岡県	EMIS 警戒モードに切り替え。
	→9月19日	<u>EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）</u>
9月17日	長崎県	EMIS 警戒モードに切り替え。
	→9月19日	<u>EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）</u>
9月17日	熊本県	EMIS 警戒モードに切り替え。
	→9月19日	<u>EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）</u>
9月17日	大分県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月18日	佐賀県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月18日	鳥取県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月18日	島根県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月18日	広島県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月18日	山口県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月18日	徳島県	EMIS 警戒モードに切り替え。

9月18日	沖縄県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月19日	北海道	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月19日	福井県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月19日	兵庫県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月19日	岡山県	EMIS 警戒モードに切り替え。
9月19日	高知県	EMIS 警戒モードに切り替え。
	→9月19日	EMIS 通常モードに切り替え。(警戒解除)
<u>9月19日</u>	<u>青森県</u>	<u>EMIS 警戒モードに切り替え。</u>
<u>9月19日</u>	<u>山形県</u>	<u>EMIS 警戒モードに切り替え。</u>
<u>9月19日</u>	<u>石川県</u>	<u>EMIS 警戒モードに切り替え。</u>
<u>9月19日</u>	<u>愛知県</u>	<u>EMIS 警戒モードに切り替え。</u>
<u>9月19日</u>	<u>滋賀県</u>	<u>EMIS 警戒モードに切り替え。</u>
<u>9月19日</u>	<u>京都府</u>	<u>EMIS 警戒モードに切り替え。</u>

(3) 医療施設の被害状況 (EMIS 及び県庁情報) (9月20日 4時30分時点)

長崎県において、最大7施設に停電が発生したが解消済み。

大分県において、最大2施設に停電が発生したが解消済み。

宮崎県において、1施設に停電が発生しているが、自家発電機で対応中。 1施設に断水が発生しているが貯水槽で対応中。病院機能は維持できており、病院避難や患者転院は必要なし。

鹿児島県において、9施設に停電が発生しているが、自家発電機で対応中。 1施設に断水が発生しているが貯水槽で対応中。病院機能は維持できており、病院避難や患者転院は必要なし。

佐賀県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、沖縄県、北海道、福井県、兵庫県、岡山県、青森県、山形県、石川県、愛知県、滋賀県、京都府では EMIS 情報で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

(4) DMA Tの活動状況 (9月20日 4時30分時点)

鹿児島県、宮崎県に発令されていた特別警報のため、九州ブロックのDMA Tが待機していたが、特別警報解除に伴いDMA Tの待機も解除した。

<DMA T事務局の活動>

DMA T事務局 (東京)

活動総数 1 (都内で情報収集)

<各地のDMA Tの活動>

兵庫県 活動総数 1

(5) DPATの活動状況

- ・佐賀県：DPAT調整本部立ち上げ（9月18日）
DPAT調整本部撤収（9月19日）

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

- ・水道事業者等に対して、水道施設の被害等に対する警戒及び二次災害への留意を要請。併せて、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（9/16）。
- ・佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内の13事業者において、停電などにより1,734戸が断水中（愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内の30事業者において最大断水戸数※約5,361戸、うち約3,627戸が解消済み）。

※各市町村の最大断水戸数の合計

- ・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【愛媛県】 四国中央市	34	0	9/19	・停電による断水 （復旧済み）
あいなんちょう 愛南町	2	0	9/19	・配水管の脱落 （復旧済み）
【高知県】 しまんとし 四万十市	40	0	9/19	・配水管の破断 （復旧済み）
【佐賀県】 いまりし 伊万里市	15	15	9/19～	・停電による断水 ・応急給水実施中
からつし 唐津市	約300	約300	9/19～	・停電による断水 ・応急給水実施中
【熊本県】 うまし 宇城市	947	0	9/18	・停電に伴うポンプの停止 （復旧済み）
かみあまくさし 上天草市	7	0	9/18～ 9/19	・停電による断水 （復旧済み）
きくちし 菊池市	4	0	9/19	・倒木による水道管の破損 （復旧済み）
あさぎりちょう あさぎり町	328	328	9/19～	・停電による断水 ・道路通行不可

				・ 応急給水手配中
たらぎまち 多良木町	約40	約40	9/19～	・ 停電による断水
みずかみむら 水上村	52	2	9/19～	・ 停電による断水 ・ 道路決壊による水道管の破損 ・ 全2戸避難中
【大分県】				
うさし 宇佐市	50	0	9/19	・ 配水池への送水異常 (復旧済み)
大分市	59	4	9/19～	・ 停電による断水 ・ 道路崩落による水道管の破損 ・ 応急給水実施中 (9/20までに復旧見込み)
たけたし 竹田市	20	0	9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
ぶんごおのし 豊後大野市	69	32	9/19～	・ 停電による断水 ・ 橋梁に架かる水道管の破損 ・ 応急給水実施中 ・ 復旧作業中
ゆふし 由布市	250	250	9/19～	・ 電源喪失による浄水不可 ・ 配水管の破損 ・ 応急給水実施中
このえまち 九重町	761	0	9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
【宮崎県】				
こばやし 小林市	若干	0	9/18～ 9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
さいとし 西都市	116	0	9/18	・ 停電による断水 (復旧済み)
にちなんし 日南市	520	0	9/18～ 9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
のべおかし 延岡市	35	0	9/18～ 9/19	・ 配水管の破損 (復旧済み)
宮崎市	217	0	9/18～ 9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
あやちょう 綾町	200	0	9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
きじょうちょう 木城町	100	0	9/18～ 9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
たかちほちょう 高千穂町	276	276	9/19～	・ 取水口閉塞による断水 ・ 応急給水実施中 ・ 復旧作業中 (9/20復旧見込み)
みさとちょう 美郷町	429	92	9/18～	・ 導水管の破損 ・ 停電による断水

				・ 応急給水実施中
しいばそん 椎葉村	25	25	9/18～	・ 水道管の破損 ・ 状況調査中
もろつかそん 諸塚村	調査中	調査中	9/19～	・ 現地調査中
【鹿児島県】 鹿児島市	90	0	9/18～ 9/19	・ 停電による断水 (復旧済み)
やくしまちょう 屋久島町	375	370	9/18～	・ 取水口の被災 ・ 停電による断水
合計	約5,361	約1,734		

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

宮崎県都城市で1カ所床上浸水あり。(9/19)

宮崎県延岡市で1カ所床上浸水あり。(9/19)

宮崎県串間市で1カ所建物被害あり。(9/19)

長崎県平戸市で1カ所断水あり。(9/19)

長崎県平戸市で2カ所停電あり。(9/20)

引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

・ 宮崎県延岡市で1カ所建物被害あり。(9/19)

引き続き情報収集に努める。

(4) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨等の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。

(9/16、9/17)

上記と同様に、各都道府県・指定都市・中核市に対しては、速やかな被害状況の把握や情報提供の依頼を、また、社会福祉施設等の管理者に対しては、早期避難などの必要な対策をとるよう注意喚起を改めて行った。

(9/18)

5 保健・衛生関係

(1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（9/16、17）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（9/16、17）。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（9/16）。

宮崎県の医療機関3件、長崎県の医療機関1件、鹿児島県の医療機関1件で透析不可の情報あり（9/19）。宮崎県の1件について、9/19は近隣施設で受け入れてもらったことを確認（9/20）。引き続き情報収集に努める。

(3) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣

都道府県・保健所設置市・特別区に対して、「災害時健康危機管理支援チーム」（DHEAT）の派遣に関する調整の依頼が必要となった場合には、厚生労働省へ連絡するよう依頼した（9/16）。

(4) 保健師の派遣

都道府県・保健所設置市・特別区に対して、保健師の派遣に関する調整の依頼が必要となった場合には、厚生労働省へ連絡するよう依頼した（9/16）。

(5) 避難所におけるマスク着用や手指衛生、換気の徹底、コロナ検査キットの活用、発熱、咳の症状のある人や濃厚接触者の避難といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡を発出した。

（「令和4年台風第14号に伴う災害に係る感染症予防対策等について」（令和4年9月18日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）
（9/18。最終改正9/19）

(6) アレルギー対策

避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応として、避難所でのアレルギー疾患に対する特段の配慮について事務連絡を発出（9/18）。

※ 「【事務連絡】避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について」(令和4年9月18日付けがん・疾病対策課事務連絡)

(7) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を发出(9/18)。

※ 「【事務連絡】令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和4年9月18日付け関係課連名事務連絡)

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、台風第14号についての注意喚起とともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(9/16)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 輸血用血液製剤

- ・日本赤十字社等に対し、台風第14号についての注意喚起とともに、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と報告を行うよう依頼(9/16)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物

- ・各都道府県等に対し、台風第14号についての注意喚起とともに、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(9/16)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(9/18山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡(9/18)。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくて

も介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出(9/18)。

(2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知(9/18山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)。

(3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請(9/18山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)。

8 障害児者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配慮を要請(9/18)。

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請(9/18)

(3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(9/18)

(4) 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(9/18)

(5) 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて

人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(9/18)

- (6) 指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱い等について
被災した就労継続支援A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(9/18)

9 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること(9/18)
 - ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと(9/18)
- 各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供(9/18)。
- 各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請(9/18)。
 - ・保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと

(2) 事業者関係

- 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設(派遣元施設)において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。(9/18)
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(9/18)

(3) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。(9/18)
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等

○ 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。(9/18)

- ・ 児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

(1) 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（9/18）。

※「令和4年台風第14号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和4年9月18日付け保険局医療課事務連絡）を送付（9/18）。

(2) 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和4年9月18日付け保険局保険課事務連絡）を送付（9/18）。

(3) 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和4年9月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（9/18）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

(4) 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「令和4年台風第14号による災害に関する後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和4年9月18日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（9/18）。

(5) 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（9/18）。

※「令和4年台風14号に伴うオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・

期間について」(令和4年9月18日付け保険局医療介護連携政策課事務連絡)を送付(9/18)。

11 労働関係

(1) 労働災害発生状況

- ・現時点で被害報告なし。引き続き情報収集に努める。
- ・鹿児島労働局管内において、台風に起因して建設中マンションのタワークレーンが倒壊。現時点でけが人の情報はなし。引き続き情報収集に努める。(9/18)

以上